

# 別府市

## 入湯税特別徴収の手引

別府市役所 総務部 市民税課

この手引は令和6年1月時点のものです。

定期的に更新されますので、最新版は別府市公式ホームページにてご確認ください。

別府市公式ホームページ>生活>税金・税証明・債権管理>入湯税

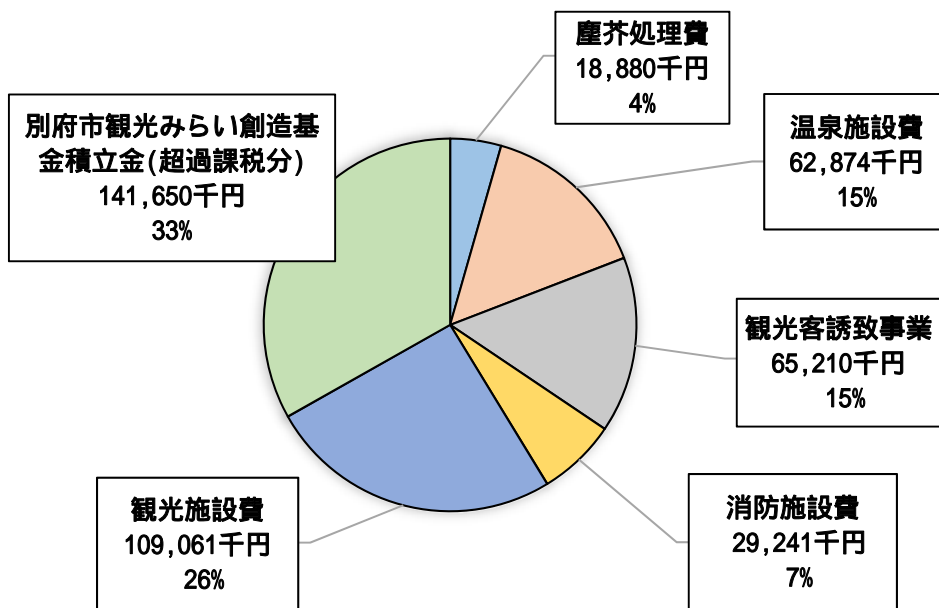
<https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/>

## はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徴収にあたりまして格別のご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

入湯税は、鉱泉浴場に入湯される方にご負担いただき、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者の皆様に徴収いただき、地方税法で用途が定められている目的税です。

令和4年度の入湯税課税人員は1,838千人、入湯税収入額は426,916千円でした。用途の内訳は以下のとおりです。



別府市では、観光振興や温泉保護のため、平成31年4月1日から入湯税の超過課税を実施しています。超過課税分につきましても、温泉資源の保護・確保、観光客の快適性確保、観光客の安全・安心の確保、魅力あふれる温泉地づくり、観光客の受入態勢に役立てています。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び別府市市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯される方から徴収していただき、当該月の翌月末に別府市へ申告納入していただく、「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをお読みいただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

## 目次

1.	入湯税とは . . . . .	1 ページ
2.	入湯税の納税義務者 . . . . .	1 ページ
3.	課税免除の範囲について . . . . .	1 ページ
4.	別府市入湯税の税率について . . . . .	2 ページ
5.	徴収の方法 . . . . .	2 ページ
6.	特別徴収義務者 . . . . .	2 ページ
7.	毎月の申告・納入の方法 . . . . .	3 ページ
8.	申告書記入上の注意点 . . . . .	4 ページ
9.	特別徴収義務者による届出 . . . . .	5 ページ
10.	加算金・延滞金 . . . . .	6 ページ
11.	帳簿の保管 . . . . .	7 ページ
12.	よくある質問 . . . . .	7 ページ
13.	参考資料 ( 関係法令 ) . . . . .	13 ページ

# 入湯税の概要

## 1.入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の設備ならびに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てられる目的税です。鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯される方に課税するものです。

## 2.入湯税の納税義務者

鉱泉浴場において入湯される方が納税義務者です。

「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水および水蒸気その他のガスで一定の温度または物質を有するもの」とされ、温泉を外部から運んできて利用する「運び湯」による浴場についても、入湯税の課税対象となります。

## 3.課税免除の範囲について（別府市税条例第 142 条）

(1) 年齢 12 歳未満の者（小学生以下）

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

共同浴場・・・一般大衆の公衆衛生上のための入湯施設  
一般公衆浴場・・・銭湯程度のもので、一般住民の日常生活に密接な関係を有し、  
一般住民が安直に利用できるもの

(3) 修学旅行を目的とする高校生以下の団体客

(4) 市長が特に必要があると認めた者（事前申請が必要です）

例：大学生以下の学校の部活動の合宿、大会など、学校教育上の行事で教師が引率するもの（サークル活動は除く）

なお、1人1日当たりの利用料金（宿泊料金及び飲食料金）が消費税抜き 1,500 円に満たない場合、入湯税は課税されません。

**4. 別府市入湯税の税率について（別府市税条例第 143 条及び同附則 24 条）**  
（平成 31 年 4 月 1 日以降）

入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について次の表のとおりです。

宿泊料金又は飲食料金（※消費税は含みません）	税額（1人1日あたり）	
	短期滞在者 （日帰り ～6泊7日まで）	長期滞在者 7泊8日以上 （1泊目から適用）
宿泊と飲食の両方が発生する場合は、 合計額で計算します。		
1,500円以上 2,000円以下	50円	25円
2,001円以上 4,500円以下	100円	50円
4,501円以上 6,000円以下	150円	75円
6,001円以上50,000円以下	250円	125円
50,001円以上	500円	250円
娯楽施設を有する場所における 鉱泉浴場を利用するもの	40円	—

**5. 入湯税の徴収の方法**

特別徴収の方法によります。地方税法及び別府市税条例の規定に基づき、特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、翌月末までに別府市に納入していただきます。

**6. 特別徴収義務者**

ホテル、旅館、料理屋、入湯貸間、寮、保養所、民宿その他これに類する鉱泉浴場の経営者に特別徴収義務者となっていただきます。

新規に鉱泉浴場の経営を始めるときは、開業の前日までに、大分県東部保健所発行の温泉公共浴用利用許可済票のコピーを添えて入湯税経営申告書をご提出いただく必要があります。後日、入湯税特別徴収義務者証票、入湯税納入申告書、入湯税納入書をお送りしますので、営業開始月から入湯税の徴収をしていただき、翌月末までの申告・納入をお願いいたします。

## 7. 毎月の申告・納入の方法（別府市税条例 145 条第 3 項）

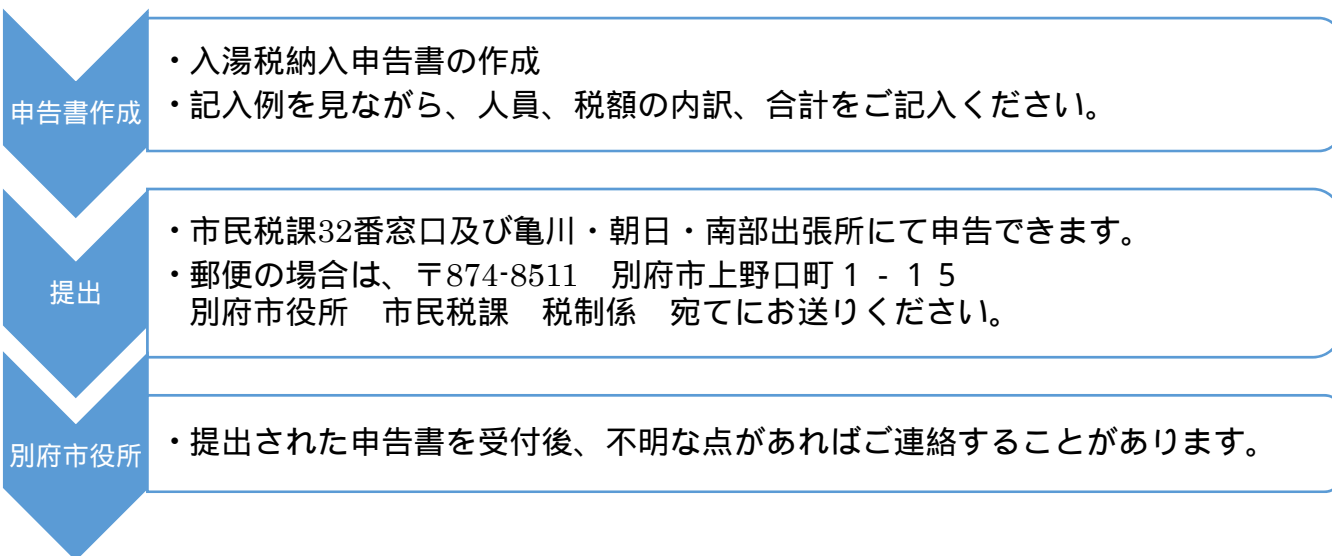
入湯税の申告・納入は、ともに当該月の翌月末が期限です。

**申 告** ...別府市役所グランドフロア（地下 1 階）市民税課 32 番窓口

亀川出張所 朝日出張所 南部出張所

利用者がいない月も、その旨を記入し申告してください。

申告書を郵便又は信書便で提出された場合、通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。



**納 入** ...別府市役所グランドフロア（地下 1 階）債権管理課 35 番窓口

亀川出張所 朝日出張所 南部出張所

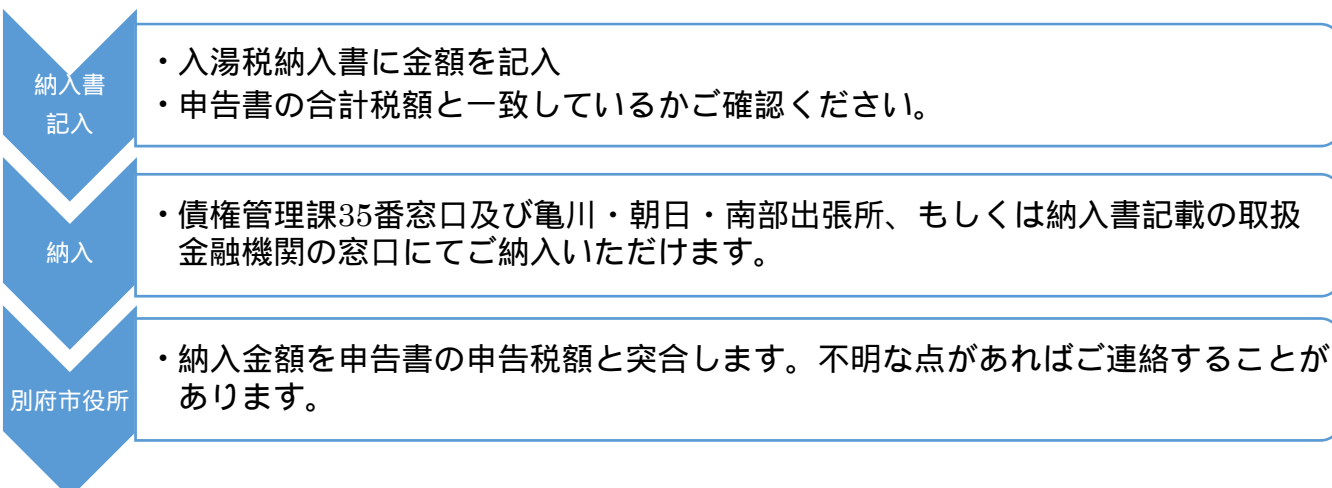
<納入可能な金融機関>

大分銀行 大分みらい信用金庫 西日本シティ銀行 伊予銀行

豊和銀行 大分信用金庫 大分県信用組合 九州労働金庫

べっぴん日出農業協同組合

九州内（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行・郵便局



## 8. 申告書記入上の注意

### 入湯税納入申告書 ～記入時に気をつけていただきたいこと～

・数字を書き間違えた場合は、新しいページに書き直して提出してください。  
訂正印や二重線で書き直したものは提出しないでください。

・単位(¥、円、人)は書かないでください。万が一、書いてしまった場合は、そのまま訂正せずにご提出ください。(次月からは記入されないようにお願いします。)

様式第40号

控

右下の備考欄と同じ数字を記入(2桁～5桁)

年		月		分		入湯税納入申告書				番号	
別府市税条例第145条第3項の規定により、入湯税の納入について申告します。											
年		月		日		原号		特別徴収義務者 氏名(又は法人名)		(個人) 経営者名(押印不要) (法人) 法人名(押印不要)	
別府市長		申告の日付を記入		住所							
納 入 明 細 (該当欄に人数を記入してください)											
50,001円以上		50,000円～6,001円		6,000円～4,501円		4,500円～2,001円		2,000円～1,500円		源泉徴収	
500円	長期250円	250円	長期125円	150円	長期75円	100円	長期50円	50円	長期25円	40円	課税免除
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
計											
課税人員及び税額		税 率		人 員		税 額		税 率		人 員	
500円						長期 存在		250円			
250円						長期 存在		125円			
150円						長期 存在		75円			
100円						長期 存在		50円			
50円						長期 存在		25円			
40円						合 計					
								加算金		円×100	
										出	
										課税人数合計と税額合計を記入	
										(備考)	
										番号をあらかじめ押印しています。	

※正しい税額の欄にご記入ください。

左から、500円、長期250円、250円、、、と並んでいます。  
わかりやすいように、250円を太枠で囲んでいます。

1～31日まで日ごとの人数を記入したら、「計」に、合計人数を記入

12才未満の人数もご記入ください。  
修学旅行の免除対象は引率教師と修学旅行生です。

(小中学校、高校の修学旅行については、必ず修学旅行団体の証明書を添付してください。)

※機械で読み取るため、数字ははっきりとわかりやすく書いてください。単位(人、円、¥)や、横線(-)などは書かないでください。

## 9. 特別徴収義務者による届出

### 入湯税 経営申告書

- ・新たに鉱泉浴場を有する施設を経営するとき
- ・大分県東部保健所発行の「温泉公共浴用利用許可済票」の写しを添付してください

### 入湯税 温泉利用廃止届

- ・鉱泉の利用のみ廃止するとき（経営は継続）
- ・別府市発行の「入湯税特別徴収義務者証票」を返却してください

### 入湯税 廃業届

- ・経営をやめるとき（廃業、経営譲渡など）
- ・別府市発行の「入湯税特別徴収義務者証票」を返却してください

### 入湯税 休業・休業延長届

- ・一時的な休業や温泉の休止
- ・休業を延長するとき

### 入湯税 再開届

- ・休業届を出していたが、再開するとき

### 入湯税 変更届

- ・屋号の変更
- ・法人経営の場合の代表者変更など

各種様式は別府市ホームページに掲載しています。

( [https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/nyuto\\_index.html](https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/zeikin/nyuutouzei/nyuto_index.html) )



## 10. 加算金・延滞金

### < 加算金 >

過少申告、不申告の場合、下記の加算金が課されることがあります。

	課される場合	割合
過少申告 加算金 ( 地方税法 701条の 12 )	期限までに申告があり、 その税額が実際の税額より 少ないため更正があった場合	不足税額の10%  ( 不足税額のうち、期限までに申告し た税額又は50万円のいずれが多い金 額を超える部分については、5%が加 算されます。 )
不申告 加算金 ( 地方税法 701条の 12 )	期限後に申告があった場合	納入すべき税額の15%  ( 不足税額のうち、期限までに申告し た税額又は50万円のいずれが多い金 額を超える部分については、5%が加 算されます。 )
	期限までに申告がないため、決定があ った場合	
	期限後に申告があり、その税額が実際 の税額より少ないため、更正があった 場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より 少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、決定 があるべきことを予知したものでな いとき	納入すべき税額の5%

### < 延滞金 >

期限内に納入されない場合、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

年率	納期限の翌日から1ヶ月 経過する日まで	特例(延滞金特例基準割合+1.0%) 令和4年1月1日~令和6年12月31日は2.4% です。 本則7.3%
	納期限の翌日から1ヶ月 経過する日以降	特例(延滞金特例基準割合+7.3%) 令和4年1月1日~令和6年12月31日は8.7% です。 本則14.6%

## 11. 帳簿の保管

毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記載した納入申告書の複写は、7年間保存してください。

## 12. よくある質問（FAQ）

Q1 . お客様から、「ケガのため温泉には入らなかった」と言われましたが、この場合入湯税はかかりますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

入湯税は、鉱泉浴場を有する施設のご利用者の方に負担いただく税金です。そのため、個々のお客様の入湯の有無が明らかでない場合は、入湯したものとみなし、入湯税をお支払いいただきます。

お客様が入湯されていないことが明らかであり、施設側で把握できる場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっている場合は返金していただく必要があります。（見てわかるケガや、出発・到着時間の関係で、明らかに特定のお客様が入湯していないことが施設側で確認できる場合など。）

社会通念上、鉱泉浴場のある施設の利用客が入湯されないことは考え難く、また、個々のお客様が入湯されたかどうかを把握することは、現実には難しいと考えられることから、個々のお客様が入湯していないことが明らかである場合を除き、入湯されたものとみなして、入湯税を徴収してください。

Q2 . 宿泊または飲食料金に応じて入湯税が決まるとのことですが、宿泊と飲食のどちらか片方でよいのですか。

宿泊料金と飲食料金の合計金額をもとに入湯税を計算してください。

Q3 . 宿泊又は飲食料金には、消費税は含みますか。

消費税は含みません。税抜きの料金をもとに入湯税を計算してください。

Q4 . 利用料金が1日1人当たり消費税抜き1,500円未満であれば、入湯税はかからないのですか。

1,500円未満であれば入湯税はかかりません。1,500円以上から入湯税を徴収してください。

Q 5 . ランチ利用のお客様はサービスで入湯できます。入湯税の徴収は必要ですか。

日帰りのお客様でも、飲食料金が消費税抜き 1 , 5 0 0 円以上の場合は、入湯税を徴収してください。

Q 6 . ご利用のお子様が小学 6 年生ですが、12 歳です。入湯税はどうなりますか。

小学生以下の方は、入湯税は免除されます。

Q 7 . 長期滞在者とは、どんな人のことですか。

7 泊 8 日以上の利用者です。1 泊目から、長期滞在者の税額が適用されます。

Q 8 . 長期滞在者について、滞在中に部屋を移るため、1 日当たりの利用料金が変わりますこの場合の入湯税はどうなりますか。

それぞれの日ごとに、利用料金に応じた正しい税額を算出してください。

例) 1 泊目 ~ 3 泊目は 5 , 0 0 0 円の部屋、

4 泊目 ~ 7 泊目は 3 , 0 0 0 円の部屋に泊まった場合

入湯税 7 5 円 × 3 日間 = 2 2 5 円

5 0 円 × 4 日間 = 2 0 0 円

合計 4 2 5 円 となります。

Q 9 . 2 人で宿泊したお客様が、食事の時に飲み物を追加注文しました。支払いは宿泊代と合算になっています。お客様から「2 人でなく、1 人だけ飲み物を飲んだ。」と言われました。入湯税の計算はどうなりますか。

同一の会計において、どのお客様が追加の飲食をしたのか、施設側で判別できない場合は、合計料金を人数で除して(割って)ください。

Q10．家族風呂（貸切風呂）の場合、一人当たりの利用料金はどうなりますか。

家族風呂など、1回につき決まった料金を払う場合は、12歳未満(小学生以下)を含んだ利用人数全員で割って、一人あたりの利用料金を算出してください。12歳未満(小学生以下)は利用料金に関わらず入湯税はかかりません。

例1) 税抜き3,000円の家族風呂を、大人2人、10歳1人、5歳1人で利用。  
 $3,000 \text{ 円} \div 4 = 750 \text{ 円}$  1人あたり750円となり、入湯税はかかりません。  
12歳未満は、利用料金に関わらず課税されません。

例2) 税抜き3,000円の家族風呂を、大人2人で利用  
 $3,000 \text{ 円} \div 2 = 1,500 \text{ 円}$  1人あたり1,500円となり、入湯税がそれぞれ50円ずつかかります。

Q11．素泊まりプランで宿泊し、ホテル内のレストランで食事をしました。このとき、入湯税はどのように計算しますか。

宿泊料金と飲食料金の合計金額をもとに入湯税を計算してください。

Q12．お客様がお部屋の冷蔵庫の中の飲料、食べ物を利用しました。この代金は、利用料金に含まれますか。

冷蔵庫の中身を利用することにより別途料金が発生する場合は、利用料金に含まれます。

Q13．招待券、クーポン等による割引や補助をご利用のお客様の場合、どの料金をもとに入湯税を計算したらよいですか。

施設が自ら発行した招待券・クーポン等利用の場合、**割引を受けた後**の支払金額から入湯税を計算してください。

第三者(施設以外)が発行した招待券・クーポン等利用の場合、**割引を受ける前**の宿泊・飲食料金に基づいて入湯税を計算してください。

国や地方公共団体の補助等(例:GoToトラベルや県民割)を利用の場合、**割引を受ける前**の宿泊・飲食料金に基づいて入湯税を計算してください。

Q14 . 修学旅行の団体客について、入湯税免除になるのはどのような場合で、どのような手続きが必要ですか。

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）の修学旅行が対象です。具体的には、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校（高専）を指します。

専門学校や各種学校、海外の学校については、学校行事であっても対象外です。

免除になる人は、

- ・ 修学旅行生
- ・ 学校教育上の観点から引率を行う教師  
（心身の障がい等により介助を必要とする修学旅行生の介助をする者を含む）のみです。

添乗員や運転手、カメラマンは免除になりません。入湯税を徴収してください。

事前の申請は不要ですが、入湯税申告の際に、必要事項を記入した「修学旅行団体宿泊証明書」を添付してください。

**見本**

様式第41号

( 年 月 分) 修学旅行団体宿泊証明書

屋号( )  
番号( )

宿泊期間	月 日から 月 日まで ( 泊)	宿泊期間	月 日から 月 日まで ( 泊)	宿泊期間	月 日から 月 日まで ( 泊)	宿泊期間	月 日から 月 日まで ( 泊)	
延べ 宿泊 人員	延べ 人	延べ 宿泊 人員	延べ 人	延べ 宿泊 人員	延べ 人	延べ 宿泊 人員	延べ 人	
学 校 名	都道府県	学 校 名	都道府県	学 校 名	都道府県	学 校 名	都道府県	
	市町村		市町村		市町村		市町村	
	小 中 学 校 高 等		小 中 学 校 高 等		小 中 学 校 高 等		小 中 学 校 高 等	
引 率 教 員 名		引 率 教 員 名		引 率 教 員 名		引 率 教 員 名		
宿 内 泊 者 数	修学旅行生	人	宿 内 泊 者 数	修学旅行生	人	宿 内 泊 者 数	修学旅行生	人
	引率教員	人		引率教員	人		引率教員	人
	計	人		計	人		計	人

(注)入湯税免除対象は、修学旅行生と引率教員のみです。運転手、添乗員やカメラマンは含まれません。

入湯税申告書に添付してください。

別府市

Q15. 学生の合宿や大会参加のための宿泊予約が入りました。入湯税の免除を受けられるのはどのような場合で、どのような手続きが必要ですか。

入湯税の課税免除を申請できる要件は以下のいずれかとなります。

- ・ 大学以下の学校の部活の大会、合宿等（教員の引率があるもの。サークルは除く）  
この場合の学校は、学校教育法第1条に規定する学校をいいます。専門学校や各種学校、海外の学校は対象外です。
- ・ 国民体育大会（大分県開催時）、大分県民体育大会、別大マラソンの大会参加者

### 免除申請の流れ

事前に「入湯税課税免除の申請について」を市へ提出

免除に該当する場合は、市から免除通知を送付

後日、「入湯税課税免除にかかる宿泊人員報告について」を市へ提出

### 申請及び人員報告の様式（参考）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>別府市長 へ</p> <p style="text-align: center;">申請者名</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">入湯税課税免除の申請について</p> <p>年 月 日～年 月 日に開催される「 」にかかる宿泊者の入湯税につきまして下記のとおり課税免除の申請をいたします。</p> <p>なお、宿泊旅館名・宿泊人員については別途報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 免除申請人員 人</p> <p>2. 主催者名（合宿の場合は学校名、部活名、引率教員氏名）</p> <p>3. 合宿、大会の概要（要項等があれば添付してください）</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>別府市長 へ</p> <p style="text-align: center;">申請者名</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">入湯税課税免除に係る宿泊人員報告について</p> <p>年 月 日付け、別府市第 号で通知のありました入湯税の課税免除について宿泊人数が決定しましたので下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 課税免除対象 「 」 関係者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>旅館ホテル名</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <th>旅館ホテル名</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>月 日</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※記入欄が足りない場合は余白をご利用ください。</p>	旅館ホテル名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計		人	人	人	人	人	人	人	旅館ホテル名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計		人	人	人	人	人	人	人
旅館ホテル名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計																										
	人	人	人	人	人	人	人																										
旅館ホテル名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合計																										
	人	人	人	人	人	人	人																										

免除申請の要件を満たす場合でも、お客様に免除を確約することはしないでください。事前に申請できない場合や、要件に該当しない場合は免除になりませんので、入湯税を徴収していただきます。

## 13. 参考資料（関係法令）

### 別府市税条例（抄）

（入湯税の税率の特例）

附則第 24 条 別府市税条例の一部を改正する条例(平成 30 年別府市条例第 1 号)の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は、第 143 条の規定にかかわらず、入湯税の税率は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客 1 人 1 日について次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。ただし、同条第 3 項の規則で定める長期の滞在者又は療養者に対しては、同欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

区分	金額
(1) 宿泊料金又は飲食料金が 1,500 円以上 2,000 円以下のもの	50 円
(2) 宿泊料金又は飲食料金が 2,001 円以上 4,500 円以下のもの	100 円
(3) 宿泊料金又は飲食料金が 4,501 円以上 6,000 円以下のもの	150 円
(4) 宿泊料金又は飲食料金が 6,001 円以上 50,000 円以下のもの	250 円
(5) 宿泊料金又は飲食料金が 50,001 円以上のもの	500 円
(6) 娯楽施設等(第 143 条第 2 項に規定する娯楽施設等をいう。)を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40 円

（平 30 条例 1・追加）

## 第 3 章 目的税

### 第 1 節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

2 前項の鉱泉浴場とは、温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条に規定する温泉及び同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する旅館、料理屋、入湯貸間、寮、保養所等及びこれらに類似した行為を行う場所の浴場をいう。

（平 2 条例 16・旧第 149 条繰上）

（入湯税の課税免除）

第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

（平 2 条例 16・旧第 150 条繰上・一部改正）

(入湯税の税率)

第 143 条 入湯税の税率は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客 1 人 1 日について[次の表](#)の左欄に掲げる区分に応ずる右欄に掲げる額とする。

区分	金額
(1) 宿泊料金又は飲食料金が 2,000 円以下のもの	50 円
(2) 宿泊料金又は飲食料金が 2,001 円以上 4,500 円以下のもの	100 円
(3) 宿泊料金又は飲食料金が 4,501 円以上のもの	150 円
(4) 娯楽施設等を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40 円

2 [前項](#)に規定する娯楽施設等とは、娯楽施設、宿泊施設又は休憩施設で規則で定めるものをいう。

3 [第 1 項](#)の規定にかかわらず、規則で定める長期の滞在者又は療養者に対する入湯税の税率は、[同項の表](#)右欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(平 2 条例 16・旧第 151 条繰上、平 30 条例 1・一部改正)

(入湯税の徴収の方法)

第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(平 2 条例 16・旧第 152 条繰上)

(入湯税の特別徴収の手続)

第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 [前項](#)の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 [第 1 項](#)の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

(平 2 条例 16・旧第 153 条繰上・一部改正)

第 146 条及び第 147 条 削除

(平 2 条例 16)

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第 148 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(平 2 条例 16・旧第 156 条繰上・一部改正)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 149 条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。



(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項

(平2条例16・旧第157条繰上、平27条例36・一部改正)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 [前項](#)の帳簿は、その記載の日から2年間これを保存しなければならない。

(平2条例16・旧第158条繰上)

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 [前条第1項](#)の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は[同条第2項](#)の規定によって保存すべき帳簿を2年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して[前項](#)の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、[同項](#)の罰金刑を科する。

(平2条例16・旧第159条繰上)

## 地方税法(抄)

### 第四章 目的税

#### 第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

( 徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権 )

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 入湯税に係る検査拒否等に関する罪 )

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

( 入湯税の脱税に関する罪 )

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相

当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
  - 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合
  - 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
  - 三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるとときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第三項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでない

ときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

- 6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

## 地方税法施行令（抄）

### 第三章の三 入湯税

（法第七百一条の十二第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第五十六条の十二 法第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、入湯税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
  - 二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合
- イ 口に掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第七百一条の四第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
- ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

令和6年1月

編集・発行 別府市 総務部 市民税課

〒874-8511

大分県別府市上野口町1番15号

電話(0977)-21-1111 内線 7712・7711

メールアドレス tax-pf@city.beppu.lg.jp